

2013年12月20日

公益社団法人関西経済連合会
経済産業省近畿経済産業局

第1回「関西ベトナムビジネス・ラウンドテーブル」の開催結果について
～関西の官民が連携してベトナム政府と協議～

関西経済連合会は、本日、ベトナム計画投資省外国投資庁との間で、第1回「関西ベトナムビジネス・ラウンドテーブル(以下、ラウンドテーブル)」を開催しました。第1回ラウンドテーブルには、関西側として近畿経済産業局およびJICA関西、ベトナム側として商工省および財務省などの関係機関も出席しました。

第1回ラウンドテーブルでは、ベトナムにて企業が抱える課題について議論を行い、今後、関西側とベトナム側の双方がフォローアップし、さらなる環境整備に向けて取り組むことを確認しました。

関西経済連合会は、近畿経済産業局と協力しながら、ラウンドテーブルおよび11月よりベトナム・ハノイに開設している「関西ビジネスデスク」などを通じて、関西企業のベトナム進出・事業展開を積極的にサポートし、関西とベトナムのさらなる経済交流に貢献してまいります。

◇第1回「関西ベトナムビジネス・ラウンドテーブル」開催概要

- ・日時：2013年12月20日(金) 14時00分～17時10分(日本時間 16時00分～19時10分)
- ・場所：社会科学院(ベトナム ハノイ)
- ・参加者：[当方]

田辺 関西経済連合会常務理事・事務局長、小林 近畿経済産業局長、
築野 国際協力機構関西国際センター(JICA関西)所長、

現地日本側機関 [在ベトナム日本国大使館、日本貿易振興機構(JETRO)ハノイ事務所]

[先方]

ホアン 計画投資省外国投資庁長官、商工省、財務省

- ・開催結果：●企業アンケート・ヒアリング等に基づき、関西側から行政手続、法制度等の運用面(各種申請手続きの煩雑さ・不透明さ、個別法制度の不透明さ・恣意的な運用など)における課題の改善に向けた要望および質問を提示し(別添リスト参照)、ベトナム側はそれら課題について、今後の改善のプロセスを進めて行く姿勢を示しました。
- 今後、関西側とベトナム側の双方は、進捗状況についてフォローアップするとともに、さらなる環境整備に向けて取り組むことを確認しました。

※「関西ベトナムビジネス・ラウンドテーブル」の趣旨

◇企業のベトナム進出・事業展開の際の課題について、関西の官民がベトナムの政府機関と実務的かつ実践的に協議を行い、解決策を見出すために設置。

※「関西ビジネスデスク」の概要

◇本年11月より、関西企業のベトナム政府への問合せ・要望窓口として業務を開始(日本語対応可)。関西経済連合会がベトナム計画投資省外国投資庁に業務委託し、同庁内に設置。関西としてベトナム政府機関内に窓口を設置するのは初の取り組み。

以上

<本件に関するお問合せ先>

公益社団法人関西経済連合会 企画広報部
経済産業省近畿経済産業局 国際事業課

高橋、川本、鍵田 TEL: 06-6441-0105
青井、藤川、藤田 TEL: 06-6966-6032

第1回「関西ベトナムビジネス・ラウンドテーブル」で取り上げ、今後フォローアップしていく主な課題

課題		影響	企業からの改善要望・質問
I. 輸出入・貿易関係			
1	中古機械・設備の輸入規制が急遽実施され、また、対象品が不明	輸入を進めていた中古機械・設備が差し止めとなり、生産に影響がでた。	<ul style="list-style-type: none"> ・規制を発表した通知日から運用日との間に十分な猶予期間を設置。 ・対象品目の明確化。
2	仕入れ価格の記載がある通関証明書のコピーの提示の要求 [EPE(輸出加工型企業)、輸出加工区、保税倉庫間等での輸出入時]	製品の納入先に仕入れ価格が開示される恐れがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・通関証明書のコピーの提示不要。
II. 税金関係			
3	EPE(輸出加工型企業)がローカル部材を調達する際の付加価値税の還付手続きが煩雑	ベトナムがめざす現地調達率向上の障害になっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税の還付手続きの簡素化。
4	レッドインボイス制度の手続きが煩雑 (レッドインボイス: 公式の付加価値税専用の領収書)	相当の事務手続きと時間を浪費し、経済的損失となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの簡素化(紙ベースのみの運用の見直し)。
III. その他			
5	労働許可手続きの長期化・煩雑化。省によって異なる手続き	現在は取得に約1カ月半かかるため、日本人駐在員の着任が遅れ、業務に支障をきたす。	<ul style="list-style-type: none"> ・労働許可証発給までの期間の短縮。 ・労働許可証発給の対応(要求される書類・有効期間)の統一。
6	優遇税制が一部の工業団地のみにも与えられているなど投資優遇策が限定的	都市部の工業団地には適用されないなど、進出検討企業の足かせとなっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・大型投資については、投資する場所にかかわらず思い切った優遇策を。 ・すそ野産業に貢献する中小企業など企業形態に応じた柔軟な投資優遇策の実施。
7	外資企業に対する三国間取引ライセンスの不認可	在ベトナムの顧客からの要請にこたえるために必要な三国間取引ができない。	<ul style="list-style-type: none"> ・外資企業に対する三国間取引ライセンスの認可。